

外貨証券に対する投資残高に関する報告書

財務大臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____
 報告者： _____
 名称及び
 代表者の氏名 _____
 報告者の区分 (該当分に○)
 1. 公的 2. 銀行 3. その他 _____
 所在地 _____
 責任者記名押印
 又は署名 _____
 担当者の氏名 (電話番号) _____

勘定区分 (該当分に○)

<input type="checkbox"/>	銀行勘定分
<input type="checkbox"/>	信託勘定分

1 自己分

(1) 非居住者発行証券 (年 末 現 在)

(単位：億円、百万通貨単位)

国	名	通	貨	株	式	中長期債券	新株予約権 等	短期証券	譲渡性預金証書		コマーシャル・ペーパー		その他	
									短 期	中 長 期	短 期	中 長 期	短 期	中 長 期
					う ち 投 資 信 託									

- (記入要領)
- 西暦により記入すること。
 - 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
 - 信託業務を兼営する銀行にあつては、銀行勘定分と信託勘定分をそれぞれ別葉に作成し「勘定区分」欄の該当分に○印を記入すること。
 - 「国名」欄には証券の発行体である非居住者の所在国又は地域を記入し、「通貨」欄には当該証券の券面通貨を記入すること。
 - 計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること (時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。) とし、下段には、額面金額を記入すること (券面通貨が円のものには億円、その他の通貨は百万通貨単位。ただし、「株式 (うち投資信託を含む)」、「新株予約権等」及び「その他中長期うち投資信託」欄は下段の記入を要しない。)
 - 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。
 - 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

1 自己分

(2) 居住者発行証券 (年未現在)

(単位：億円、百万通貨単位)

発行者の 部門別 分類	上場場所 の国名	通貨	株式	うち 投資信託	中長期債券	新株予約権 等	短期証券	譲渡性預金証書		コマーシャル・ペーパー		その他	
								短期	中長期	短期	中長期	短期	中長期
公的部門													
銀行部門													
その他													

- (記入要領)
- 1 西暦により記入すること。
 - 2 「上場場所の国名」欄には、居住者の発行する証券の上場取引所の所在国又は地域を記入するとともに、「通貨」欄には当該証券の券面通貨を記入すること。なお、非上場の場合には、非上場として取りまとめて記入して差し支えない。
 - 3 計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること（時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。）とし、下段には、額面金額を記入すること（券面通貨が円のものは億円、その他の通貨は百万通貨単位。ただし、「株式（うち投資信託を含む）」、「新株予約権等」及び「その他中長期うち投資信託」欄は下段の記入を要しない。）。
 - 4 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。
 - 5 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

報告者の名称： _____

2 国内寄託分

〔 銀行等 (該当分に○) 金融商品取引業者 その他 〕

(1) 非居住者発行証券 (年未現在)

(単位：億円、百万通貨単位)

国名	通貨	株式	うち 投資信託	中長期債券	新株予約権 等	短期証券	譲渡性預金証書		コマーシャル・ペーパー		その他	
							短期	中長期	短期	中長期	短期	中長期

- (記入要領)
- 1 西暦により記入すること。
 - 2 寄託先により、銀行等(法第16条の2に定める「銀行等」をいう。)、金融商品取引業者及びその他に区分し、それぞれ別葉で作成すること。
 - 3 「国名」欄には証券の発行体である非居住者の所在国又は地域を記入し、「通貨」欄には当該証券の券面通貨を記入すること。
 - 4 計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること(時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。)とし、下段には、額面金額を記入すること(券面通貨が円の場合は億円、その他の通貨は百万通貨単位。ただし、「株式(うち投資信託を含む)」、「新株予約権等」及び「その他中長期うち投資信託」欄は下段の記入を要しない。)
 - 5 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。
 - 6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

2 国内寄託分

〔 銀行等 (該当分に○) 金融商品取引業者 その他 〕

(2) 居住者発行証券 (年未現在)

(単位：億円、百万通貨単位)

発行者の 部門別 分類	上場場所 の国名	通貨	株式	うち 投資信託	中長期債券	新株予約権 等	短期証券	譲渡性預金証書		コマーシャル・ペーパー		その他	
								短期	中長期	短期	中長期	短期	中長期
公的部門													
銀行部門													
その他													

- (記入要領)
- 1 西暦により記入すること。
 - 2 寄託先により、銀行等（法第16条の2に定める「銀行等」をいう。）、金融商品取引業者及びその他に区分し、それぞれ別葉で作成すること。
 - 3 「上場場所の国名」欄には、居住者の発行する証券の上場取引所の所在国又は地域を記入するとともに、「通貨」欄には当該証券の券面通貨を記入すること。なお、非上場の場合には、非上場として取りまとめて記入して差し支えない。
 - 4 計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること（時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。）とし、下段には、額面金額を記入すること（券面通貨が円のものには億円、その他の通貨は百万通貨単位。ただし、「株式（うち投資信託を含む）」、「新株予約権等」及び「その他中長期うち投資信託」欄は下段の記入を要しない。）。
 - 5 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。
 - 6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

報告者の名称： _____

3 保護預り分

〔 (該当分に○)
公的部門 銀行部門 その他 〕

(1) 非居住者発行証券 (年未現在)

(単位：億円、百万通貨単位)

国名	通貨	株式	うち 投資信託	中長期債券	新株予約権 等	短期証券	譲渡性預金証書		コマーシャル・ペーパー		その他	
							短期	中長期	短期	中長期	短期	中長期

- (記入要領)
- 1 西暦により記入すること。
 - 2 寄託者により、公的部門、銀行部門及びその他に区分し、それぞれ別葉で作成すること。
 - 3 「国名」欄には証券の発行体である非居住者の所在国又は地域を記入し、「通貨」欄には当該証券の券面通貨を記入すること。
 - 4 計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること（時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。）とし、下段には、額面金額を記入すること（券面通貨が円の場合は億円、その他の通貨は百万通貨単位。ただし、「株式（うち投資信託を含む）」、「新株予約権等」及び「その他中長期うち投資信託」欄は下段の記入を要しない。）。
 - 5 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。
 - 6 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

報告者の名称: _____

3 保護預り分

(該当分に○)
 [公的部門 銀行部門 その他]

(2) 居住者発行証券 (年末現在)

(単位: 億円、百万通貨単位)

発行者の 部門別 分類	上場場所 の国名	通貨	株式	うち 投資信託	中長期債券	新株予約権 等	短期証券	譲渡性預金証書		コマーシャル・ペーパー		その他		
								短期	中長期	短期	中長期	短期	中長期	うち 投資信託
公的部門														
銀行部門														
その他														

- (記入要領)
- 西暦により記入すること。
 - 寄託者により、公的部門、銀行部門及びその他に区分し、それぞれ別業で作成すること。
 - 「上場場所の国名」欄には、居住者の発行する証券の上場取引所の所在国又は地域を記入するとともに、「通貨」欄には当該証券の券面通貨を記入すること。なお、非上場の場合には、非上場として取りまとめて記入して差し支えない。
 - 計数記入欄の上段には、原則として時価を記入すること（時価が不明である場合は、簿価等により記入して差し支えない。）とし、下段には、額面金額を記入すること（券面通貨が円のものは億円、その他の通貨は百万通貨単位。ただし、「株式（うち投資信託を含む）」、「新株予約権等」及び「その他中長期うち投資信託」欄は下段の記入を要しない。）。
 - 「中長期」は発行時の満期が1年を超えるもの、「短期」は1年以内のものとする。
 - 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。

「外貨証券に対する投資残高に関する報告書」の記載要領

1. 報告を要する者

- (1) 特別国際金融取引勘定承認金融機関（以下では、承認金融機関という）
- (2) 外為令第18条の7第2項第2号ト又はチに規定する外国為替業務に係る取引又は行為の月中の合計額が100億円に相当する額を超える者のうち、銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社（いずれも承認金融機関を除く）
- (3) (2) に準ずる者として財務大臣が指定した銀行等、金融商品取引業者、保険会社、投資信託委託会社又は資産運用会社（いずれも承認金融機関を除く）

2. 報告の根拠となる法令条文

- (1) 報告省令第14条第6項第1号
- (2) 報告省令第14条の2第3項第1号
- (3) 報告省令第14条の3第3項第1号
- (4) 報告省令第22条第3項第1号
- (5) 報告省令第22条第4項第1号

3. 報告書の提出先と照会先

- (1) 提出先：〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1
日本銀行国際局国際収支統計担当62番窓口
(郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本橋郵便局私書箱30号
日本銀行国際局国際収支統計担当)
- (2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告書に関する照会先一覧をご参照下さい

4. 報告書に計上する時期

毎年12月末現在

5. 報告書の提出期限

翌年1月末（休日の場合はその前営業日）。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

6. 提出部数

1部

7. 報告に記載する金額の単位

発行通貨が円貨のものは億円（単位未満四捨五入）、その他の通貨は百万通貨単位（単位未満四捨五入）

8. 報告対象となる取引等の内容

- (1) 自己が保有する外貨証券（外国において支払を受けることができる証券又は外国通貨をもって表示される証券をいい、二重通貨・逆二重通貨債券及びユーロ円債を含む。以下同じ）及び自己が居住者から保護預りをしている外貨証券の毎年12月末現在の保有残高を、自己分、国内寄託分及び保護預り分に区分して報告すること。ただし、対外直接投資に係る外貨証券は、報告対象に含めないこと。
- (2) 「自己分」には、自己の勘定で保有している証券のうち、自己が現物を保管しているもの（証券保管振替機構に預託しているものを含む）又は海外保管機関に自己の名義で保管の寄託を行っているものを報告すること（登録債については登録済通知書を保管しているものを報告すること）。
- (3) 「国内寄託分」には、自己の勘定で保有している証券のうち、本邦にある銀行等（外為法第16条の2に定める「銀行等」をいう。以下同じ）又は金融商品取引業者等に保管を寄託しているものを報告すること（登録債については登録済通知書の保管を寄託しているものを報告すること）。なお、この場合、寄託先により、銀行等、金融商品取引業者及びその他に区分し、それぞれ別葉で作成すること。
- (4) 「保護預り分」には、他の居住者（本邦にある銀行等又は金融商品取引業者を含む）から寄託を受けた証券のうち、自己が現物を保管しているもの（証券保管振替機構に預託しているものを含む）又は海外保管機関に自己の名義で保管の寄託を行っているものを報告すること（登録債については登録済通知書の保管を行っているものを報告すること）。なお、この場合、寄託者により公的部門、銀行部門及びその他に区分し、それぞれ別葉で報告すること（信託業務を兼営する銀行の信託勘定からの保護預りについては、「その他」に区分すること）。
- (5) 証券貸借取引（証券の消費貸借取引をいう）に係る残高の変動は反映させるが、現先取引に係る残高の変動は反映させないこと（居住者間取引を含む）。

9. 記入の方法と留意点

- (1) 「報告年月日」欄
西暦により記入すること。日付は日本銀行国際局国際収支統計担当に提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。
- (2) 「報告者」欄
代表者とは会社を代表する取締役等のこと。氏名の冒頭に役職名（代表取締役社長等）も付記すること。押印は不要。
- (3) 「責任者記名押印又は署名」欄
 - イ. 報告の提出について授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）が記名押印又は署名すること。なお、責任者を選定するにあたり、部長等の肩書きの有無は問わない。
 - ロ. 使用する印鑑は報告者の内部規定に基づき決定すること。
 - ハ. 署名（自署）した場合は、押印不要。

- (4) 「担当者の氏名（電話番号）」欄
- イ. 担当者は、当該報告書の照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。
 - ロ. 電話番号は出来るだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署名を補記すること。
- (5) 「勘定区分」欄
- 信託業務を兼営する銀行にあつては、銀行勘定分と信託勘定分をそれぞれ別葉に作成し、「勘定区分」欄の該当分に○印を記入すること。
- (6) 各項目の記入について
- イ. 「国名」欄には、証券の発行体である非居住者の所在国又は地域を記入すること（発行体が国際機関の場合は、取りまとめて「国際機関」として記入すること）。また、「上場場所の国名」欄には、居住者の発行する証券の上場証券取引所の所在国又は地域を記入すること（非上場証券の場合は、取りまとめて「非上場」として記入すること）。
 - ロ. 「通貨」欄には、当該証券の券面通貨を記入すること。
 - ハ. 「株式」欄には、株式のほか、出資の持分、投資信託証券のうちクローズドエンド型のもの及びオープンエンド型の会社型のものについて記入すること。
 - ニ. 「中長期債券」欄には、公社債のうち、原契約期間（発行時に予定されていた発行から償還までの期間をいう。以下同じ）が1年超の証券について記入すること。
 - ホ. 「新株予約権等」欄には、新株予約権（証券）、新株引受権証券（証書）又は社債引受権について記入すること。
 - ヘ. 「短期証券」欄には、公社債のうち、原契約期間が1年以内の証券について記入すること。
 - ト. 「譲渡性預金証書」欄には、譲渡性預金（指名債権であるものを除く）の預金証書について記入すること。なお、原契約期間が1年以内のものは「短期」欄に、原契約期間が1年超のものは「中長期」欄に、それぞれ区分して記入すること。
 - チ. 「コマーシャル・ペーパー」欄には、コマーシャル・ペーパーについて、原契約期間が1年以内のものは「短期」欄に、原契約期間が1年超のものは「中長期」欄に、それぞれ区分して記入すること。
 - リ. 「その他」欄には、上記以外の証券について、当該証券の原契約期間により、1年以内のものは「短期」欄に、原契約期間が1年超のものは「中長期」欄に、それぞれ区分して記入すること。なお、投資信託証券のうちオープンエンド型の契約型のものは当欄に含めること。
- (7) 計数の記入にあたり、上段には、原則として時価を記入し（時価が不明である場合は、簿価により記入して差し支えない）、下段には、額面金額を記入すること。ただし、「株式（うち投資信託を含む）」、「新株予約権等」及び「その他中長期うち投資信託」欄は下段の記入を要しない。
- (8) 記入欄が不足する場合には、適宜欄を追加し、又は本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。
- (9) 本報告書により報告を要する取引がなかった場合は、報告省令第21条の規定による報告をする者を除き、本報告書の提出を要しない。一方、報告省令第21条の規定による報告をする者は、

本報告書の初葉に「全葉について該当なし」と記載して報告すること。なお、報告を要する取引があるものの、報告単位金額に満たない場合は、ゼロとして報告すること。